

議事日程(第5号)

平成30年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第43号 町道認定路線の変更について
- 日程第3 議案第44号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第46号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第51号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第52号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 発議第2号 高鍋町議会倫理条例の制定について
- 日程第13 発議第3号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 日程第18 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第43号 町道認定路線の変更について
- 日程第3 議案第44号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について

- 日程第6 議案第48号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第46号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第51号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第52号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 発議第2号 高鍋町議会倫理条例の制定について
- 日程第13 発議第3号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 日程第18 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

出席議員(16名)

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係主査 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 児玉 洋一君
 教育長 …………… 島埜内 遵君 教育委員長 …………… 黒木 知文君

代表監査委員	……………	黒木 輝幸君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………		河野 辰己君	
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	…………… 恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………		横山 英二君	
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	… 鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	…………… 宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	…………… 杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	…………… 野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。おはようございます。

議員提案2件が提出されたことにより、本日6月18日9時より正副議長室において、委員全員及び議長、副議長はオブザーバーとして、議会より事務局長及び補佐が参加し、議会運営委員会を開きましたので、その経過と結果を報告いたします。

今議会に提出された案件は21件であり、当初で専決、同意、報告、契約など10件については、既に結論が出ており、残りについては特別委員会、常任委員会での審査を終え、委員長報告を待っているところです。

議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することを議論し、日程に追加するものがあります。

また、高鍋町議会倫理条例の制定及び高鍋町議会議員の定数に関する議員提案については、会議規則にのっとり提出者及び賛成者について問題なく提出され、日程に追加することに意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、3件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第42号

日程第2. 議案第43号

日程第3. 議案第44号

日程第4. 議案第45号

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

日程第7. 議案第49号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第42号町道路線の認定についてから日程第7、議

案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括議題といたします。

本7件につきましては、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） 7番。おはようございます。

平成30年第2回定例会において、総務環境常任委員会に付託された議案について審査した経過と結果について報告いたします。

日時は、6月14日と15日の2日間です。第1委員会室において、総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、関係課職員の出席のもと、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてと、議案第45号高鍋町税条例の一部改正についてと、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についてです。

初めに、税務課関係です。

議案第45号高鍋町税条例の一部改正について説明がありました。

今国会に提出される生産性向上特別措置法案において、中小企業の設備投資を支援するもので、申請されたものを市町村の判断により新規取得設備の固定資産税が3年間に限りゼロとなるための法改正との説明でした。

委員より、どのような機械が対象となるのかとの質疑に、年率3%生産性が向上する設備、最低取得価格の設定などの縛りがあるとの説明でした。

また、減免した固定資産税についての質疑には、国から交付税により補填される。また、31年度からの課税となるので、そのための法整備であるとの説明でした。

次に、総務課関係です。

初めに、議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

将来の指定管理などをも踏まえ、図書館、美術館、歴史総合資料館、黒水屋敷の管理などのために社会教育施設長を設置するものとの説明でした。

委員より、美術館長などがある理由は何か。社会教育施設長だけでよいのではないかとの意見がありました。また、報酬については、図書館長、美術館長の報酬を合わせたものよりは安くなるとの説明もありました。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分です。

歳出からです。高鍋町防犯協会補助金は、啓発用ののぼり旗50基を購入し、残分と合わせ84の自治公民館に配布するもの、電算化推進費は、ウイルス対策ソフト使用料、情報管理費は、目録管理システム開発委託との説明でした。

また、消防団員中型自動車運転資格取得補助金は、昨年度2名の本部団員が制度を活用

し自動車学校に通学していましたが、仕事などの都合で取得が厳しくなったため、一度返金してもらい、再度申請するものである。既に1人は取得されている。あとの一人の方は仕事に支障を来さない程度で頑張っておられるということでありました。

災害対策費の消防施設費は、地主よりの要望により老瀬地区の防火水槽撤去工事、防災対策費は、危機管理体制の強化のために危機管理専門員を配置するための報酬などの説明がありました。これについては、自治公民館との連携を強める配慮が求められました。

委員より、情報管理費の目録管理システム開発委託について、撤退した理由と、今後は大丈夫なのかとの質疑に、システムを開発した会社が事業から撤退し、また導入から既に15年経過し、運用していたサーバーのサポートが切れたが、職員のサポートで何とか利用していたが、来年の元号改正にも対応できる新システムを導入するもの。

防火水槽撤去工事について、消火設備全体で不足はないのかとの質疑に、消火栓524基、防火水槽54カ所で、不足しないとの説明でした。また、危機管理専門員について、地区の訓練等にも対応してほしいとの要望がありました。

委員会室での審査が終わり、高鍋警察署に表敬訪問を行い、その後、採決を行いました。

議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第45号高鍋町税条例の一部改正について討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 11番。おはようございます。

平成30年第2回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第42号町道路線の認定について、議案第43号町道認定路線の変更について、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についての4件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

日時は、6月14日、15日の2日間、第3委員会室にて産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、建設管理課です。

議案第42号町道路線の認定について。

今回の認定路線は4路線で、場所はあおい会館東側の分譲地道路で、メインの道路は、現在町道として認定してあるが、枝線の部分について公衆用道路であり、今まで町道認定をされていなかったため、今回、町道として認定するとの説明を受け、質疑に入り、委員より、もともと公衆道路であるが、町道として認定することによりどのような違いがあるかの問いに、認定することにより交付税算定路線になること、また町有地で公衆道路があっても、町道認定されていない道路は、建築基準法による道路として認められず、一般の個人所有地として判断され、道路がない状態になり、古い建物を取り壊し新築する場合、建築基準法により建て替えが難しくなるので、町道認定するとの答弁でした。

委員より、4路線とも行きどまりだが、町道認定するのにロータリーは必要ないのかの問いに、自動車回転用地条件としては、入り込みから35メートル以上の距離がある場合はつくらなければならないとの条件はある。この4路線については、距離が35メートル以下なので問題はないとの答弁でした。

次に、建設管理課で、議案第43号町道認定路線の変更についてです。

367号線神祭野・式本松線の起点を水谷原県道から起点を移し、水谷原・式本松線に路線名を変更し、今まで348号水谷原・神祭野線だった路線を348号水谷原（1）線、765号神祭野（1）線に路線名を変更、また今まで水谷原県道から入っていた350号水谷原・雲雀山線が、新設道路改良により起点が町道より分岐道路になったので、起点の変更になったとの説明を受け、質疑に入り、委員より、367号の起点を変更したという理由はこの問いに、地元協議並びに警察署との協議で起点変更し、この場所に交差点をつくる結果になったので、起点を変更したとの答弁でした。

次に、建設管理課で、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について。

国の都市公園法施行令が改正され、この中で運動施設の割合が、国は100分の50と

なり、これを参酌して地方公共団体は条例で定めることとなったため、条例を改正するもので、現在の高鍋総合運動公園と小丸河畔運動公園に施設はありますが、100分の50を超えていないとの説明を受け、質疑に入り、委員より、高鍋町にある運動公園の運動施設割合についての問いに、小丸河畔運動公園では21.3%、高鍋総合運動公園では36.1%の答弁でした。

次に、建設管理課で、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について。

歳入では、土木費国庫補助金で道路橋梁補助金の当初予算が、社会資本整備総合交付金で町道高岡・上永谷線道路改良工事費として計画していたが、町道高岡・上永谷線の一部が防衛施設周辺道路改修等事業補助金交付されるため、社会資本整備総合交付金が一部減額した。また、防衛施設周辺道路改修等事業補助金が70%ついたため増額となった。

次に、都市計画補助金の公園整備事業補助金で、高鍋総合運動公園の園路舗装が対象で、50%補助との説明を受けました。

歳出では、商工費の自動車等駐車場費で人件費が上がったため、委託料を増額補正した。

次に、土木費の道路新設改良費、使用料及び賃借料で土木工事積算システムのバージョンアップリース料の増額の補正。工事請負費では、式本松・穂先田線町単独道路改良事業で、社会資本整備総合交付事業を一部減額し、防衛施設周辺道路改修等事業費増額。

次に、土木の都市計画総務費の報酬で、都市計画審議会を開催しなければならないための委員の報酬。公園建設費の工事請負費で、高鍋総合運動公園北側舗装工事費。住宅管理費の需用費ですが、持田団地B棟消火器の耐用年数が過ぎているため、10本購入費との説明を受け、質疑に入り、委員より、都市計画審議会を開催すると言われたが、どのような審議をするのかの問いに、主な都市道路について、計画の見直し等を審議するとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について。

歳入では、県支出金の農業費委託金の埋却地再生整備事業委託金で、内容は小並埋却地の下部にある牛舎に、大雨が降るたびに雨水が谷を伝って大量に施設に浸入するので、対策として、雨水が浸入しないよう排水路流末処理工を行う工事で、補助率100%との説明。

次に、農業基盤整備促進事業補助金で、補助率は50%、整備予定箇所は中尾地区で、現況農道は未整備のため車両の通行が困難状況で、幹線道路まで出るのに遠回りをしなければならないため、受益者負担軽減並びに農産物生産性向上のため、農道の改良を行う測量設計委託料です。

次に、農林水産業費で農地費、負担金補助及び交付金で、老瀬地区農地整備事業促進協議会補助金は、昨年度に引き続き今年度も地元協議を充実させていく必要があるため、今回の補正予算に計上。

次に、県支出金の農業費補助金で、食料産業・6次産業化交付金で補助率100%です。専門的知識を有する外部講師の力をかりて、本戦略を実効性のある具体的な計画を見直すとともに、町内の農林漁業者、食品事業者、加工業者、出荷業者を中心とした、ネットワークづくり並びに経営感覚を持って6次産業化に取り組むことができる人材育成に努め、6次産業化実現に向けた足がかりをつくりたいと考え、補正予算に計上。

次に、県支出金で林業補助金の森林所有者情報活用推進事業補助、補助率50%、平成31年4月の林地台帳制度の全面施行に向け、県補助事業を活用し、林地台帳を効率的に管理活用するため、森林GISシステムの導入整備を行う費用として補正予算に計上との説明を受けました。

歳出では、農林水産業費の負担金補助及び交付金です。

環境保全型農業推進費で、農業用廃プラスチックは農業における産業廃棄物でもあり、農業経営上においても、環境保全の観点から適正に処理することが義務づけられている。

このようなことから、農業用廃プラスチックの適正な処理体制を推進するため、高鍋町、新富町、木城町の3町で廃プラスチック適正処理対策推進協議会を設置し、廃ビニール、廃ポリフィルムの収集事業、適正処理啓発活動を実施している。この協議会に対する高鍋町の負担金補正と説明があり、負担金額については、前年度と変わらないとの説明。

次に、農林水産業で工事請負費の畜産業費、埋却地再生整備工事で、雨水が牛舎に入らないようにするため、排水方向・流量の調整、市場の集水ますの改良などを行う工事。農林水産業費で委託料の農地費、測量設計委託は、整備予定箇所は中尾地区、歳入で説明した内容です。平成30年度に測量及び設計を行い、延長距離520メートルとの説明。

次に、老瀬地区測量設計委託費で、当初予算で相続調査業務委託21件を計上していたが、県と協議する中で相続調査業務追加38件分及び換地等調整事業作成業務36.8ヘクタール分も今年度中に行ったほうが効率的に業務を進めることができるという結論となった。

次に、農林水産業費の役務費交流施設費で、水質検査手数料は高鍋温泉めいりんの湯について、平成30年度中に温泉成分を分析しなければならないので、宮崎県衛生環境研究所へ温泉定量試験を依頼し、揭示証の変更を行わなければならないため、予算を計上。

次に、農林水産業費で負担金補助及び交付金、農政企画費、高鍋・木城有機農業連絡協議会補助金で、有機農業に関する情報の共有、取り組みの検討、人材育成を推進することを目的として、同様な取り組みを検討していた木城町と連携し、高鍋・木城有機農業連絡協議会の設立を計画しているため、今回の補正に計上。

次に、農林水産業費で報償費ほかで、6次産業化支援体制整備事業費で6次産業化推進戦略の見直し、農林漁業者、食品事業者、加工業者、出荷業者のネットワークづくり、経営感覚を持って6次産業化に取り組むことができる人材育成が主な事業内容。

次に、農林水産業費で委託料、林業総務費で森林GIS導入事業委託費、事業内容として、農林畜産係に設置する専用パソコンソフトウェアを導入し、セットアップを行うと

の説明を受け、質疑に入り、委員より、埋却地再生整備事業に関して、雨水が牛舎に流れるというが、再生整備する前はどうかだったのかの問いに、再生するまでは雨水も全体に広がり浸透していたが、再生後、側溝などができ、雨水が谷間に集中して流れるため、今回、排水路流末処理工を行い、牛舎に雨水が流れ込まないようにするとの答弁でした。

委員より、毎年廃プラスチックの処分費予算が上がってくるが、どのくらいの量があるのかの問いに、高鍋町では昨年が3万4,600キロとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について。

歳入では、寄附金の商工寄附金で、観光寄附金10万円、若松様からの寄附で、観光費の消耗品費に充当したので、予算を計上。

歳出では、商工業振興費の負担金補助及び交付金で、産業後継者親元就業支援補助金、この補助金は平成28年度から始めている事業で、機構改革に伴い商工業対称分を平成29年度からの継続分及び新規分についての計上。

次に、観光費の消耗品費で寄附金を充当したもので、海水浴場寒冷紗用支柱、海水浴場貸し出し用ポータブルハンモック6台分を計上。

次に、観光費の負担金補助及び交付金で、さいとこゆ観光ネットワーク負担金が鍋合戦の事業費とした活用していた口蹄疫メモリアルイベント助成事業費補助金が、平成30年度では内示額が減額されたことにより、東児湯5町の負担金を増額変更するとの説明を受け、質疑に入り、委員より、高鍋町産業後継者親元就業支援事業補助の啓発はどこに頼んであるのかの問いに、商工会議所及び農協などに依頼してあるとの答弁でした。

議案第42号町道路線の認定について、討論を求めたところ、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第43号町道認定路線の変更について、討論を求めたところ、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について、討論を求めたところ、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について、討論を求めたところ、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第42号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号町道認定路線の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

議案書の16、17ページになりますが、そこに第6次産業化支援体制整備事業費とありますけれども、その委託料として2つ上げてあり、あと報償費でインターンシップ受け入れ謝金というふうにありますけれども、先ほどの説明では、人材育成を行うことが主なんですけれども、それは、どこで誰の人材育成を行うのか。そして、なぜその業務を委託しなければならないのか、どういう方向性を向いてこの6次産業化を目指していくのかということが、報告にはなかったと思うんですね。どういう議論がなされたのか。また、これを議論していかないと、しっかりとやっぱりこれがふるさと納税にも役に立っていくはずですので、これは農業者が流通までの経路を全てやり遂げるという状況があるんですね。

しかし、その中には農業者だけでは流通、要するに、売り先まで確保するということがかなり難しい状況があると思いますので、それから考えたときには、やはり流通経路までの間のいろんなものをしっかりと確保していかないと、この6次産業化というのはしっかりと根づいていかないのではないかというふうに私は思いますので、そのところが集中的にどういった議論になったのか、議論の詳細をお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 委員長。6次産業化支援体制整備事業費の御質疑ですが、当委員会では、一応説明を受けた内容としては、本町で平成28年3月に高鍋町6次産業化推進戦略の政策を行っていますが、あくまでも構想段階の戦略であるため、この戦略に基づき、具体的に6次産業化に取り組むことは難しい状況ということで、そこで今回、県の補助事業である食料産業6次産業化交付金を活用し、専門的知識を有する外部講師の力をかりて、本戦略を実効性のある具体的な計画に見直すとともに、町内の農林漁業者、食品事業者、加工業者、出荷業者を中心としたネットワーク並びに経営感覚を持って6次産業化に取り組むことができる人材育成に努め、6次産業化実現に向けた足がかりをつくりたいとの考えで、今回、補正計上させていただいたという説明を受け、事業の内容としては、6次産業化推進戦略の見直しということで、既存の高鍋町6次産業化・地産地消推進協議会を活用の上、農畜水産物を直接の原料として、その性質を大きく変更することなく、処理加工を行う1次加工食品に特化した実効性のある戦略を策定することと、農林漁業者、食品事業者、加工業者、出荷業者のネットワークづくりとい

うことで、効率的な戦略策定をつなげるため、町内の農林漁業者、食品事業者、加工業者、出荷業者等の交流の場を設け、意見交換などを重ねていくということと、経営感覚を持って6次産業化に取り組むことができる人材育成ということで、1次加工食品を新たな切り口とした6次産業化を推進していく人材を育成するための研修会を開催するという一方で、補正予算の内訳としては、報償費、インターンシップの受け入れ、旅費、職員旅費、需用費、研修会、役務費、通信費、委託料、戦略策定委託、人材研修委託という補正予算の説明を受け、特に議論のほうはありませんでした。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。それはおかしいですよ。特に議論がなかった、それはおかしいじゃないですか。特に委員会の中には、この6次産業に詳しい農業改良普及所あたりとも密接にコンタクトをとって6次産業化を目指している議員もいるわけですよ。それなのに何でそういう議員からいろんな意見が出なかったんですか。それだったら、何もこんな委託してする必要はないじゃないですか。

例えば、島根県的美郷町では、やっぱり山の中ですので、あそこは有害鳥獣を駆除したときに出る、例えば、イノシシとか、いろんなものをやっぱり缶詰なんか加工して、その人たちが本当にやってきているわけですよ。移住者もふえているし、いろんなこともしているわけです。この6次産業ちゅうのは、いろんな部分をはらんでいる部分があるんですね。

だから、農業者にやっぱり知識を与え、流通するにはどういったものを生産しなければいけないのか、加工しなければいけないのかということがしっかりと委員会の中で議論をされていかないと、ただお金を誰かに預けて、じゃあなたがしてくださいよっていうものでは、これないんですよ。

だから、そこを何で委託するのかとか、そういうところをしっかりと議論をしなかったんですか。私はそこが疑問なんです。議会というのは、チェックシステムであるはずなんです。ということは、議員があらゆるいろんなものを駆使して、インターネットでも今出てきますよ、ちゃんと6次産業でも。やっぱりそういうものをちゃんと駆使していきながら、委員会の中でしっかりと議論をしていく。そして、その成果を住民に知らせていく。そして、それを町政に反映させるように町長に諮問する機関でもあるわけですよ、私たちは。

だから、これを丸投げみたいな感じでやってしまって、じゃインターンシップっていうのはどういうことをするのかっていうことをなぜ聞かないんですか。そういう質疑が出てこないということ自体が、議員怠慢ですよ。何をしていたんですか。もったいないですよ、これだけの金、せつかく県からいただくのに。それを大きく役立てていくような状況というのをつくっていかないと、私たち、議員の役割を果たしていきませんよ。委員会ではどういふ議論に発展したんですか。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 委員長。特に議論はありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 議長、5番。おはようございます。

平成30年第2回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についての2件です。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

日時は、6月14日、15日の2日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課長及び各関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行い、また全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

初めに、議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

社会教育課より、高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例に、指定管理者による管理、指定管理者の業務、利用料金の3条を加えるもの、学習等供用施設の設置及び管理に関する条例にある指定管理者が行う業務のうち、指定管理者を教育委員会に改めるもの、高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例と、高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例に、指定管理者による管理、指定管理者の業務、利用料金の3条を加えるもの。

高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例にある指定管理者が行う業務のうち、指定管理者を教育委員会に改めるもの、利用料金の条項をつけ加えるものとの説明でした。

委員より、黒水家住宅の指定管理はいつ行われていたのか。また、学習等供用施設は現在指定管理が行われているが、条例に加える理由はとの問いに、平成19年から平成21年まで行われていた。また、業務内容に関して、教育委員会が必要と認めた場合に行うことができるとの答弁でした。

また、委員より、郡内の教育施設で指定管理者制度を導入している施設はとの問いに、新富町図書館、新富町文化会館、川南町図書館が導入しているとの答弁がありました。

委員より、町長の施政方針に指定管理者導入の項目が挙げてあるが、そのための条例改正なのかとの問いに、円滑に導入するための改正であるとの答弁がありました。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について。

まず、社会教育課です。

歳入は、雑入の公共スポーツ施設等活性化助成金とコミュニティ助成金です。

歳出の主なものは、社会教育総務費の社会教育施設長の9カ月分の報酬と脇地区自治公民館に補助するコミュニティ助成事業であるとの説明でした。

委員より、社会教育施設長は全ての施設の施設長となるのかとの問いに、条例が可決されたら内容を検討し、規則を作成するとの答弁でした。

また、委員より、コミュニティ助成事業の要望が上がっている公民館はどれくらいあるのかとの問いに、現在14の公民館が順番を待っているとの答弁でした。

一般文化財保護費の旅費は、国民文化祭が2020年に宮崎県で開催されるため、今年度は大分県での開催に当たり、視察を行うものとの説明でした。

また、秋月墓地周辺測量調査の委託料は、墓地周辺の歩道及び駐車場整備のために調査を委託するとの説明でした。

保健体育総務費の消耗品費、印刷製本費、備品購入費は、中学硬式野球大会に係る経費で、9月か10月に開催予定、10チームが参加予定であるとの説明でした。

委員より、大会の概要はとの問いに、社会教育課主催の第1回大会で、公共スポーツ施設等活性化助成金を活用し、町内2カ所の球場で土曜日、日曜日の2日間開催を予定しているとの答弁でした。

次に、※社会教育課です。

歳入の防衛施設周辺対策事業補助金は、公共工事設計単価改訂等に伴う国庫補助金の増額補正であるとの説明でした。

歳出の主なものとして、教育振興費の非常勤講師報酬は文部科学省からの少人数指導における加配教員の縮減があり、平成30年度は配置がなされないため、継続した学力の定着と成果を図る目的で、東西中学校の数学少人数指導の町非常勤講師1名を雇用すること。西小学校のティーム・ティーチング1名分であるとの説明でした。

また、委託料のキャリア教育支援センター設置運營業務委託は、子どもたちが自立した社会人、職業人として、たくましく社会を生き抜くために基盤となる能力等を育てるキャリア教育の推進を図ることを目的に設置するためのもので、10月設置を予定とし、高鍋商工会議所内に設置し、運營業務を商工会議所に委託する。また、コーディネーター1名の人選は教育委員会と協議して、商工会議所で検討するとの説明でした。

委員より、県内でどの自治体がセンターを設置しているのか。また、そのセンターの実績の報告はあるのかとの問いに、日向市、延岡市、小林市にあり、日向市が平成25年からの設置であり、実績の把握は、目に見えた形では、まだ出ていないとの答弁でした。

委員より、コーディネーターの資格の有無は。また、どのような人選なのか、どのような人材なのかとの問いに、資格は特になく、企業に精通し、産業に強い方を人選するとの答弁でした。

学校管理費、教育振興費の備品購入費は、東西小学校の自閉症、情緒障害特別支援学級が1学級ふえたことによる必要備品の予算と当初予算で計上していた費目の組み替えによ

※後段に

るものとの説明でした。

委員より、特別支援学校への通学や特別支援学級への通級の判断はとの問いに、8月に行われる就学时健康診断の結果などを見て、保護者との面談を踏まえ、町就学支援委員会で協議決定しているとの答弁でした。

次に、健康保険課です。

介護保険事業費の操出金は、システム改修に伴う委託金を一般会計より特別会計に繰り出すものとの説明でした。

次に、福祉課です。

歳出の主なものは、児童福祉総務費の町立保育園運営見直し検討委員会報酬は、当初3カ月の予算を計上していたが、8月に答申の予定があるため、7、8月分を追加計上するもの。また、旅費は、7月予定の視察研修の費用であるとの説明でした。

委員より、視察先はとの問いに、九州管内の私立保育園を考えているとの答弁でした。

子ども・子育て事業費の返還金は、ヒマワリ保育園ゼロ歳児室増築工事の経費に対する国庫補助金について、実績に応じて精算するものとの説明でした。

また、還付金は軽減を受けることができる対象世帯への保育料の還付を行うものとの説明でした。

以上、全ての審査が終わり、まとめに入り、議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第48号——しばらく休憩いたします。

午前10時51分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 今、委員長報告の中で、教育総務課とあるところを社会教育課と申し上げました。訂正いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この中で、黒水家住宅の問題です。それから、蚊口の学習等供用施設の問題が出ました。これ学習等供用施設については、これ管理を委託するのは当然なんですよ。委託しているのは当然なんです。これはもともと蚊口の公民館という形で、防衛省の補助をいただいて建てたものですので、これ公民館としての位置づけがすごく強いので、本来なら、これは蚊口にもともと帰属しなければならないものではあるとは思いますが、それは防衛省の補助の関係で、それはできませんので、社会教育課の一応高鍋町の施設として、これは運用しているわけですから、本来なら、普通の自治公民館と一緒に運営をしていただかないといけないという状況もあるんですが、それも地元との話し合いで、こういうふうな形になっているから、当然、指定管理者になっているのは仕方がないというふうに思っているんですけども、黒水家住宅については、3年間ですけど、自治公民館に委託してました。これがなぜ、また、もとに戻ってしまったのかというところを議論されなかったのかなって。やはり、これを指定管理者とするには、非常に私は無理があると思っている部分もありますし、その中で、やはり、今度、議案第48号で出された趣旨の説明では、多分、財政経営課の課長のほうから、恐らく詳細説明についてはあったんじゃないかなというふうに思うんです。だから、恐らく、当然、委員会では、財政経営課も入った形での審査をされたんだろうと思うんですけども、実は、やはり、黒水家住宅とか、これを指定管理者とするというところでは、かなり無理があったというふうにお聞きしているんです。だから、地域の自治公民館の方とも、私、お話しする機会が何度もありましたので、そのところ、聞きました。やはり、個人で頑張っただけの間は何とかできたんだけどもって、そういうところのお話は聞かれましたか。聞かれたかどうか、そこをチェックされたかどうかというのをお聞きしたいんですが、チェックしてないということであれば、また、なぜか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 今の質疑に関してですが、文教福祉常任委員会の審査の場においては、議案第48号の審査は社会教育課のみの審査でした。

黒水家住宅の指定管理が行われたのは、先ほど委員長報告の中でも申しました、平成19年から平成21年まで3年間行われたということで、その後の指定管理者制度に関しては、手を挙げられた公民館はなかったということで、もう、それで打ち切りになったというふうな説明がありました。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それはちょっと違うと思うんです。審査の中においては、手を挙げるじゃなくて、これはお願いしていった部分なんです。これできないかということで、私も当時いろんな話をしておりましたので、地区の皆さんにも説明をして、指定管理者と、近くであるし、お願いできないだろうかということも、私も随分話し合った経緯がありますので。でも、それが、やはり、個人の人が、自分が役員をしている間はできるけれども、

その後はできないということは何度も言われたんです。だから、その辺のところ、何でできなくなったのか。お金の問題なのか。それとも管理を継続するための何か問題が生じているのか。そこを聞かなかつたら、やはり、意味がないでしょう。今度、また新たに指定管理者としてしたいというふうに要望出しても、受けてくれるところがなければ、指定管理者としては、指定管理の物件としては上がらないわけですからね。でも、今回上がっているわけですよ。ここの中で、黒水家住宅も、ちゃんと上がっているわけです。ということは、前に引き受け手がいなかったけれども、今度は引き受け手があるのかとか、そういうことも、私が委員だったら聞きますよ。今度、ここに乘せた以上、引き受け手があると考えているのかというふうに、私だったら聞きますよ。そういう質疑も出ないんですか。出なかったんですか。いいですよ、もう。そこまでの委員会だということで、私も認識しましたので、質疑がなければ、質疑がなかったと答えてください。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。委員長。（「休憩とってください。休憩」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩いたします。

それでは、ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 先ほどの中村議員の質疑にお答えいたします。

黒水家住宅は、黒谷の愛宕老人クラブが指定管理者で、3年間指定管理していただきましたが、その後は人材不足ということで、手を挙げてくださらなかったということ、という経緯を説明を受けました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案の22、23ページの教育費、教育振興費の部分ですが、これ説明がちょっと不足しているの、もう少し詳細な審議内容を報告していただきたいと思うんです。というのは、非常勤講師で、ティーム・ティーチングを1名雇われるということでしたけれども、どういう形で雇われるのか。どういった仕事をされるのか。そ

の内容についても、しっかりと多分説明をされたいと思うんです。だから、そうしないと、やっぱり、予算が、これだけ大きいものがありますので、説明をされたことをもう少し詳しく報告していただきたいと思います。

それから、委託料のキャリア教育支援センター設置運營業務委託というのがありますが、先ほどの産業建設でもあったんですが、キャリア教育支援センターを商工会議所へ委託するって、なぜ、商工会議所なのかなと。確かにキャリア教育だから、職業、今までのものとマッチするのかなというふうに思うようにもあるんですが、やはり、人材をしっかりと確保していかないと、これをやってももったいないなと思うんです。やはり、このキャリア教育がしっかりと根づいていく状況というのをつくらないと、当初の方針であった、高鍋町の人材をしっかりとよそに行かせない。高鍋町で受け入れるという状況というのをつくっていくためには、これをどういうふうにしていくのか。商工会議所に、ただ、漫然とお預けして、委託して、じゃあ、何もしないのかという、多分そうじゃないと思うんです。私はそうじゃないと思うから、資格は別段必要ないかもしれないけど、何もかも商工会議所に委託して、商工会議所がお金がないのかな、大丈夫なのかなというふうに思っちゃう部分があるじゃないですか。そうじゃなくて、やはり、高鍋町のこういう、もう商店街があれだけシャッター通りになってしまった。商工会議所がどれだけ力を発揮しているのかというのが、私もちょっと見えてこない。そういう中で、商工会議所に委託していくというのは、どうかなと。あれだけ高鍋町のまちが疲弊してきた状況の中で、それを防げなかった商工会議所に、このキャリア教育を委託するというのとは一体どういうことなのか。その辺のところは、多分委員会で質疑が出たんじゃないかなというふうに思うんです。だから、そのところをもう少し詳しくお話していただければ、報告していただければと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 最初の中村議員の質疑にお答えします。

非常勤講師の報酬のティー・ティー分の1名のことですが、この理由と原因の説明が担当課からありましたので、お伝えいたします。

平成29年度末で退職し再任用での採用となった教職員から、健康上を理由に退職をしたいとの申し出があったということで、その退職の申し出があった1名分を、本人の意向を尊重し、退職届を受理し、また、後任講師の確保に至ったということなんですが、ただ、今現在、臨時的任用講師はもう既に勤務校が決まっており、講師確保には大変な困難を極めたということですが、校長先生のほうから、どうにか引き受けてもらえる講師が見つかったとの連絡があり、そして、学級経営、授業等において、教職未経験の講師をサポートする町雇用非常勤講師の任用願があり、そして、そういうティー・ティーの人材を何とか確保することができたということで、1名の雇用というふうに報酬として上がっております。

次のキャリア教育支援センターについてですが、これは委員長報告の中でも大体概要を

お話ししましたが、就労を控えた高校生や大学生に地元企業の情報を提供するマッチング事業。今まではそのマッチング事業だけでしたが、その前の段階において、地元の事業所や中小企業の魅力などを理解させておくような教育というのが大変重要であることということから、そのことをできるだけ早いうち、小さいうちから、そして、できるだけ多くの内容に触れさせる。小学校、中学校のうちから、そういうキャリア教育ということを行いたいという意味のことを説明がありました。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっと、じゃあ、ティー・ティーのことについては、確認だけさせていただきたいと思います。

再任用で退職されたということで、後任の講師を確保できたということ、それはいいことだと思えます。しかし、その再任用でされた場合の給与と、ここで雇用を確保する、講師を確保した金額というのは、どのように違うのか。その方の身分保障というのはどうなっているのか。その辺の審査の中では、そういうことはお話がなかったのかということの一つ聞きたいと思います。

それから、キャリア教育は、聞いても聞いても多分同じ答えだろうと思えますので、それは、また、これから注視して見ていきますので、もし、何かあったときには、また私も一般質問なりいろんなことで、質疑なりで、展開していきたいと思えます。

それでは、25ページの、ちょっと、私、これ先ほど言うの忘れていたんですが、コミュニティの助成事業補助金であります。脇地区はどのような、順番だけは、14の公民館が順番を待っているちゅうことだけは報告あったんですが、脇地区は一体どのような目的で、このコミュニティ助成事業の申請をなされたのか。そして、どのような内容なのかということできれば、詳しく。そこは、多分、コミュニティ助成事業を受けてらっしゃる社会教育課から詳しく多分説明をされたんじゃないかなというふうに思えますので、そのことについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） では、まず、最初に、ティー・ティーの雇用についてから答弁いたします。

今、中村議員から質疑がありました内容に関しては、委員会での審査は、質疑はありませんでした。

続いて、コミュニティ助成事業に関してですが、これは今年度、脇地区自治公民館の要望がありまして、採択されたんですが、この脇地区自治公民館からの要望としましては、グラウンドゴルフセット、収納庫、草刈り機、テレビ、椅子等の要望があり、それで採択されたということの説明がありました。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 恐らく、このティー・ティーの問題については、執行部のほうから説明があったと思うんですよ。そうしないと、やっぱり、予算確保のときに再任用と町が独自で雇用確保した分とどう違うのか、身分保障について。質疑はなかったにしても、恐らく説明はあったと思うんですよ。説明しないと予算取れないですもんね。説明していると思いますよ。説明してなかったら、こんな予算取れるはずないじゃないですか。だって、学校の障がい児の学校支援の問題についても、やはり、そういう説明をしないと、町長はなかなかうんって言うてくれませんよ。印鑑押しませんよ。だから、その説明はされたと思うんですよ。だから、説明を聞いてなかったのか、それとも、どうしたのか。記録にないのか。説明しなかったとなると、これは私後で教育総務課長なり、私言いますよ、文句。何で説明しなかったの、おかしいじゃんって。説明すべきですよ。身分保障の問題とか、特にあるわけだから、人を雇うんだから、身分保障の問題とか、ちゃんとしておかないと、非常に、ちゃんといけないんですよ。雇用確保というのは、その辺が物すごく重要なんですよ。そこをちゃんと説明したはずですよ。説明聞いてなかったの。ほかの委員さん。休憩とってでも、そこを説明があったか、なかったか、録音があるでしょう。録音聞くなりしてから、ちゃんと説明してくださいよ。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 教育総務課からの説明が、275万円の計上したということで、これがお一人で25時間の4週で10カ月分で、こういう積算の275万円の積算になっているという説明がありました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第42号町道路線の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第42号町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行

います。

町道路線と認定すべきには、面整備等のクリアすべき条件があります。この認定路線については、住民から、以前から、どうかしていただきたいとの要望が出されていたものです。私は、この路線以外にも、太平寺3地区のように、開発業者が倒産し、所在不明であり、道路についても住民の皆さんから要望が出されても、町道認定とまでいかない場合もあります。できれば、法的に町内であれば、業者や道路敷きの名義が明らかにされない状況であっても、開発時に開発を許可した経緯があれば、町が責任をもって解決する方向が望ましいと考えます。町内の実態を調査し、住民の安心安全を確保できることを要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第42号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号町道認定路線の変更について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第43号町道認定路線の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

総務環境常任委員会でも申し上げましたが、この案件は、議案第48号とも連携していると考えます。そのことから考えると、今回は美術館などのほかの部分について削除するのが妥当であると私は考えています。しかしながら、社会教育・文化関連施設については、根本的にあり方を検討する意味では、私は指定管理者には属さないと考えますが、町長の強い意志を考えたとき、もう少し時間が必要と考えます。

今回は、このような人材を入れて検討することは望ましいと考え、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第44号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号高鍋町税条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第45号高鍋町税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国は、生産性向上特別措置法をつくり、一定の状況を満たせば、固定資産税を3年間ゼロなどのようです。減額した分の固定資産税は交付税措置されるというもののようです。しかしながら、その要件に見合う一定の条件が厳しいため、高鍋町でどのくらいの業者が利用できるのか。また、その書類を書くための事務能力をつけさせることはできるのか。司法書士及びコンサルタントなどを利用しなければできない事務であれば、絵に描いた餅であることはゆがめない事実です。総括質疑でも行いましたが、役場と商工会議所で応援できるよう、特段の研修を重ねていただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第45号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回は、指定管理者にしていきたいと。いつでもできるようにとの説明でありました。しかし、町長は、美術館などは指定管理者とするべきものではないなどの発言もありました。また、黒水邸は、以前、自治公民館地区に委託され、だめになった経緯がありますが、文化施設、特に図書館、資料館などの文化施設は指定管理を受ける業者が本当にいらっしゃるのでしょうか。新たにネーミングライツなどによる管理費の一部を事業者に御負担していただく。このようなアイデアが出てくることを希望したいと思います。

町長は、これを見る限り、何か思いつき発想で提案されているのではないかと思うばかりです。文化施設や教育的見地での施設は営業して何ぼのものではありません。また、全国で図書館などの指定管理移行があるようですが、調べてみると、自治体の大きな負担があるようですし、職員削減につながりかねません。本の売り上げそのものが落ちて、全国書店組合などでは、これからの書店経営を大きく見直す方向性があるようです。本を読んでもらう。この初めがブックスタート事業です。携帯、パソコンなどでのアプリを通して本はいつでも読めますが、紙を手にして、1ページずつめくこと、子どもの行為が脳に刺激を与え、五感を養う大きなつながりとなります。ぜひ、いま一度、考え、子どもたち

の未来を考えたとき、何が一番いいのか。44号議案でも申しあげましたように、あり方検討委員会を通して、この案件は出していただきたかったとの思いを込めて、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回、補正予算では、六次産業化に向けての予算など、これからの高鍋町に必要な予算であると考えます。商工費で、産業後継者育成事業があるようですが、これは時既に遅しの感が私にはございます。六次産業化については、私もよく理解していないのかわかりませんが、第一次産業の後押しをする意味でも、私は早い段階での取り組みをお願いしてきました。農業改良普及所や農林振興局などとも連携してほしいのですが、開発しても流通に乗せられなければ失敗です。そこでお願いしたいのは、町長は、事業展開で全国の方々とのつながりが多くあると考えます。そのつながりを六次産業化に生かしていただき、みずからが営業、売り込む姿勢をぜひ構築していただきたいと、希望したいと思います。

また、今回、キャリア教育で商工会議所と連携して取り組まれるようですが、成果がなければ、早い段階で撤退していただき、次の政策を展開していただきたいと思います。その理由は、キャリア教育で何を得るのかということです。高鍋の人材をしっかりと高鍋町で生かしていただける分野での企業が立地されなければ、帰るにも帰れない状況が出てくるからです。

また、今回は、危機管理部門での人材配置ができるようですが、総務環境常任委員会でも申しあげましたが、自治公民館などと連携できる体制確保をしっかりとできるよう、サポートしていただきたいし、いつなのか、わかりませんが、南海トラフに対する問題などについて、国や県などから財政確保ができるよう、体制の構築をお願いして、賛成の討論

といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第46号

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

○議長（永友 良和） 日程第8、議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第11、議案第52号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（青木 善明君） お疲れさまです。

平成30年第2回定例会において、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第46号、50号から52号までの4件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について、御報告いたします。

審査の日程は、6月13日の1日間。審査は第3会議室にて行い、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に、関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、県に納める納付金を確保するため、国民健康保険税の税率改正を行うものとの説明を受け、質疑に入り、委員より、他市町村の実態は調査したのかとの質疑に、他の市町村はそれぞれで一概に比較はできないので、町独自の算定をしたとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額には変更はなく、国民健康保険税と繰越金間での財

源調整を行うものとの説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託費用で、また、要支援者のグループホームサービス利用に伴い、地域密着型介護サービス給付費から地域密着型介護予防サービス給付費へ予算を組み替えるものとの説明を受け、質疑に入り、委員より、どのような点が主に改正されるのかとの質疑に、内部事務処理の改正で、主に高額介護サービス費関係、介護報酬関係、介護給付費等であるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第52号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、宮崎キヤノン新工場で使用する上水道供給の関連工事経費の積算が完了したことによるものとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、専用管の管理はどうなるのかとの質疑に、管理協定を今後協議していくとの答弁でありました。

また、委員より、給水管敷地は町道かとの質疑に、里道で、原形復旧をするとの答弁でありました。

また、委員より、給水加圧ポンプ所は津波の高さに対応できるのかとの質疑に、対応できるとの答弁でありました。

また、委員より、消火栓、空気弁の設置はの質疑に、消火栓は給水加圧ポンプ所に設置し、空気弁も要所に設置するとの答弁でありました。

質疑を打ち切り、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案について、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国民皆保険の低所得者層などを支える最後のとりでである国民健康保険ですが、高鍋町はこれまで国保税の引き下げを初め資産割を早くからなくすなど、先駆け的自治体です。国は50%の負担をしなければならない状況下でありながら、負担割合を減らしてきまし

た。また、平成30年度、本年度からは県へ移行する制度改革が行われ、今まで高鍋町で取り組まれた医療保険をふやさないために初期段階での診療に取り組む努力をしてきました。しかし、薬開発に大きな予算を費やしている企業は、その開発費を保険者から補おうとしているのが実態です。賄おうとしているのが実態です。高鍋町は今回の制度改革によっても、急激に保険税が高騰しない対策を立ててきました。今回もこの条例で、おおむねの世帯で減額となる提案ですので、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第50号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

第46号議案でも申し上げましたが、高鍋町では制度改革による急激な国保税上昇にならないように、本年度は繰越金を利用しての対応とし、後年度では基金を利用するとのようです。利用しやすい国民健康保険制度を維持することは難しいかもしれませんが、高鍋町が住民の立場に立った国保運営を継続していただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって、採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立、全員であります。したがって、議案第51号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 発議第2号

○議長（永友 良和） 日程第12、発議第2号高鍋町議会倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 議長、11番。発議第2号高鍋町議会倫理条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員、後藤正弘。賛成者、高鍋町議会議員、岩崎信や、岩村道章、中村末子、緒方直樹、八代輝幸、青木善明、春成勇、津曲牧子、山本隆俊であります。

提案理由を説明いたします。

発議第2号高鍋町議会倫理条例の制定について。

発議第2号高鍋町議会倫理条例の制定について、提案理由を申し上げます。

政治倫理の確立は、議会制民主主義の根幹であります。町民の直接選挙によって選ばれた高鍋町議会議員は、町民の信託に応えるため、姿勢を正して行動することは、論をまちません。私たち町議会議員は、良心と責任感を持って政治活動を行い、町民の信頼を損なわないように努めなければなりません。

ここに、議会制民主主義の健全な発展に資するため、高鍋町議会倫理条例案を提出するものであります。

この条例は、議員が遵守すべき政治倫理について具体的にその基準を定め、議員は政治倫理を遵守するものであります。議員に、政治倫理基準に違反している疑いがあるときは、議長に対して審査請求ができること。審査請求がされた場合は、審査会を設置すること。審査会は事実を調査し、審査すること。違反が認められる議員に対して、議員辞職勧告を含む措置を講じることなどを定めたものであります。

全議員の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を、起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。

したがって、発議第2号高鍋町議会倫理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第3号

○議長（永友 良和） 日程第13、発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 議長、7番。発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員、岩崎信や。賛成者、高鍋町議会議員、後藤正弘、岩村道章、八代輝幸、柏木忠典、春成勇、津曲牧子、黒木博行、山本隆俊、黒木正建であります。

別紙を省略して、高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方分権が進展している中で、本町においては、平成17年3月に議員定数を20人から16人に削減しました。その後、平成22年8月には、町民の方から直接請求で議員定数削減の条例案が提出されましたが、否決した経緯があります。

今回、議員の定数の見直しを提案するのは、その後も町民の皆様の中に削減を求める意見をお聞きすること、また人口減少が進行している現状においては、議員の定数削減は避けて通れない課題と考えるものであります。

確かに議員が減ると、その分の仕事はふえます。しかしながら、熱意のある議員で構成された議会であれば、人数が減少しても機能すると考えます。選ばれた議員は町民の負託に応えるため、自己研さんに努め、議員としての責任を果たすよう努力すると考えます。そうすることで、議員としての資質の向上とともに、議会の資質向上と活性化につながると思えます。

そこで、議員定数を現在の16人から2人減らして、14人とする高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正案を提出するものであります。所定の賛同者を得て、提案させていただきます。各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番、青木善明議員。

○17番（青木 善明君） 17番。私も決して削減に反対するものではありませんけれども、今回の発議におきましては、非常に内容的にあって、ちょっと納得がいかないというか、持っていく方に不明確な点があると私は認識しています。

それはなぜかといいますと、まず議会活性化等調査特別委員会が昨年9月にでき上がりました、ことしの3月議会です。まず議会基本条例を制定、可決されました。本日、先ほど発議第2号で倫理条例が可決されました。そこまで行く経過には、皆さんで議論をしてきましたけれども、今回の16人を14人にするというのは、私は特別委員でございますけれども、特別委員会の経過を私なりに解釈いたしますと、特別委員の委員の定数についての考え方を、2名減という方が多かったということで、発言者の方は特別委員会の委員長さんではあります、特別委員会の中で2名減という方が多いので、私が発議をしますということをおっしゃいました。

そこで、16人を14人にする。2名減にする。論理的に、なぜ2名なのかを説明したいと思います。やっぱり数字というのは、アバウトではいけないと思います。それなりのデータ、先ほど人口減少とおっしゃいましたけれども、人口減少というのは、これは全国のどこでもあることです。じゃあ、どういう人口減少なのか。将来、本当に人口減少するのか。町長の施政方針の中に人口増加と定住支援については、積極的な定住促進支援の

導入を就任された当時から言っておられます。ましてやご存じのように、キヤノン工場が来年8月操業の予定です。お聞きよると、1,500人の雇用があると、従業員が発生すると。ましてや、6月8日にこうあるのですけども、「お知らせたかなべ」人口がふえております。世帯数もふえております。人口がふえる可能性は、多々あります。ただ人口減少だけで、2名という数字が出てくるのかなど。2名の根拠を論理的に、説明をお願いいたします。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 2名の根拠と言われましたが、これはまさしく議員の意見であります。委員の中での意見の中で、先ほど青木議員もおっしゃいましたが、6人が2人削減と言われました。そして1人が現状か、2人削減。2人が現状か、ふやす。1人がふやすというものがありました。これらの意見を受けて、多数決ということではありませんが、根拠がないというわけではなくて、民意をとって2人削減というものの提案であると思いません。

人口減少がこれからどうなるかは、確かにわからない部分はあると思います。ただ、今までは減ってきている。ずっと減ってきている。これも事実だと思います。1回だけふえたのですね。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。今、答弁中ですので。

○7番（岩崎 信や君） ふえれば、それはそれでまた考えればいいのでしょうか。ただ、今の段階においては、こういう意見が大勢を占めたということでもあります。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） そのみんなの意見も集約した結果が2名であるというのは、いけないことなんですか。

○議長（永友 良和） 17番、青木善明議員。

○17番（青木 善明君） じゃあ2名の根拠はないということですね。ただ、特別委員会の委員さんが2名と言ったから2名ということに発議したということでもいいのですね。2名の根拠はないということですね。ですね。（発言する者あり）いやいや、そんなアバウトな数字であると、数字というのはそういうものではないと思いますよ。数字というのは。そんなものですかね。じゃあ2名ぐらいでいいのじゃないのという感じですか。（発言する者あり）いやいや、まだ。

人口減少ということをおっしゃいましたが、ふえているのですよ。土曜日の宮日に定数削減のことが載りました。町民の方から問い合わせ電話がありました。人口ふえてるよって。キヤノンが来るんじゃないの。人口ふえないの。ふえるんじゃないの。先ほども言いましたが、町長はしっかりキヤノン工場誘致を来年8月に操業。私は確実に人口ふえると思いますよ。ですから、きょう宮日の支局さんも来ておられますけれども、人口は、私はふえると思いますよ。戸数もふえると思います。

じゃあもう一ついきます。3月に議会基本条例ができました。議会だよりが発行されました。これも町民の方からの問い合わせなのですけれど、これは抜粋ですけれど、第5章に、議員間の自由討議と合意形成というのがあるのです。運営については、少数意見を尊重し、議員相互間の自由闊達な討議により議論を尽くし、合意の形成に努めるものとする。

じゃあもう一ついきます。第17条。議員定数は、高鍋町条例の定めるところとする。議員定数及び次条に規定する議員報酬の改定に当たっては、行政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価などに関して、町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

今回の議会活性化等調査特別委員会は、まず調査をしなかった、定数問題について。アンケートもとらなかった。だから数字が出ないのですよ。出るはずがないです。2名というのはアバウトな数字です。今後こういうような協議をしていくのかどうか、わかりませんが、そういうレベルの発議で、私は町民に対して説明ができません。説明のしようがないです。じゃあ、高鍋町議会基本条例、今、私が言ったことに対して、これに沿ってないと私は見ているのですけども、沿っていらっしゃいますか。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 私たちは、連協の皆さんともいろんな話し合いをしてきました。そういう中で、こういう結論に至ったということでもあります。

○議長（永友 良和） 17番、青木善明議員。

○17番（青木 善明君） 発議者はですよ。もっと議会基本条例をしっかり読み込んで、自治公民館長さんのこと、どこにも書いてないですよ。最後に結論言いますが、高鍋町議会基本条例に沿っていない発議をしていいものか、私は疑問に思います。こういうことではないと思いますよ。基本条例、みんなで全会一致でしたのですから。

そして、今後こういうことが、もしまたこういう状態が出てくるならば、高鍋町議会にとっては、先ほど倫理条例で発議者の後藤議員が言われましたように、議会制民主主義の根幹を揺るがすものになりますよ。こういうやり方でやっていたら。私はそう思います。もっと議論して、やっぱり将来の高鍋町に非常に影響する問題だと思いますよ、この定数の問題はですね。それを議論しなくて、ただ特別委員会の委員さんが2人減らせばいいんじゃないですかという声が大きかっただけで、発議できるものですかね。ましてや、大変申しわけない言い方ですけど、特別委員会の委員長さんでもありますので、そこは本来ならば特別委員会の経過報告もあってもほしいのですけれども、今回はそこまで言いませんけれども、私は、これはいかがなものかなと。高鍋町民に対して説明しようがないです。これでは説明責任は果たせません。論理的になっていません。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 一つの意見だと思います。立派な御意見だと思います。しかしな

がら、構成した委員が町民の意見を聞きながら、町民からの助言を聞きながら、2人削減と提案したことは決しておかしいことではないと考えます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。先ほど、発議者の中の言葉尻を捉えるわけではございませんので、きちんと答えていただければというふうに思います。

まず、地方分権が進展する中でということを言われましたよね。じゃあ地方分権が進展したらどうなるのかと、どうなったのかというところでの説明がなかったように思います。じゃあ地方分権の進展とはどういうことなのか、具体的にお知らせください。

それから、住民からの削減要求される、その原因は何だとお考えなのか、お伺いしたいと思います。そして、その議員が少なくなれば、熱意のある議員とは、どういうことを指すのか、何をもちすれば熱意があるのかないのかの差になるのか、そのところをお答え願いたいと思います。

そして最後に、一番大切なことを聞きます。私は議員定数の問題だけでなく、議会基本条例の問題でも地域の自治公民館連協長さんをお招きして、参考人としてお招きをして、そしてお話を聞くことができました。僕たちは議員の仕事もしているとおっしゃったのですけれども、私は議員の本来の仕事は3つしかない。住民の皆さんの意見をしっかりと町政に提案する一般質問、そしてこの議会に提案された町長のほうから、執行部のほうから提案された、この案件についてしっかりとチェックする立場での総括質疑、そしてその議案に対して、なぜ賛成なのか、なぜ反対なのかをしっかりと意見を述べる討論、この3つが議員の仕事であると考えているということ、私はその際に申し上げました。

その方と、特別に私は個別にお話をすることがございました。その中で、本当にあなたが議員の仕事をしているということであれば、具体的にどういう仕事ですかとお聞きしました。しかし、そのことには答えられず、「うるさい」とただ一言、言われました。私たち議員は、何でも知っているわけではございません。しかし、疑問があればしっかりと調査を行い、その場で即、答えられないものであれば、しっかりとその答えを担当者に聞くなり、いろんなところに聞いて、しっかりとそれが答えられるように加工していく、それが議員の本来の仕事だと思います。だから私は、議員の仕事とは本来何とお考えなのか、発議者にお伺いしたいと思います。

以上四つの項目に対して、1回目は答えていただければと思います。

○議長（永友 良和） 岩崎議員、ちょっと待ってください。

12時回っております。ここで、休憩をとるか、このまま続けるかなのですが、いかがいたしましょうか。続行でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） それでは、続行いたしたいと思います。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 私は、中村議員のお話は、最も本当で、そうだと思います。ただ、私が一番に思うのは、議員はパブリックサーバントだと考えております。常に選ばれたと

いうことは、町民の側に立って物事を考え、判断していかなければならないと考えております。今、公僕という言葉、ほとんど聞かなくなりましたが、私たちは公僕であり、パブリックサーバントで、町民のために働くことが私たち議員の仕事だというのは、基本の中に持っております。

「地方分権が進展する中で」というのは、いろんな議論がある中で、地方分権が進展するという大ざっぱな表現を使ったのは、これは私の非常にまずいところだと思います。申しわけありません。文書は撤回いたします。本町においては、議員定数を20人から16人に削減しましたというふうに変えさせていただきます。

ほかの質問何でしたかね。（発言する者あり）

熱意のある議員というのは、一生懸命する議員のことだと思います。物事に対して真摯に考え、行動する議員だと思います。町民の意見を聞き、それを町政に反映するよう、頑張る議員だと思います。（発言する者あり）一般質問も大事です。総括も大事です。それも、もちろん大事です。それをされる議員はとても立派です。でもそれ以外に、町民の側に立って、一生懸命いろんな要望を町に伝えながら、活性化していく議員も立派だと考えます。

もう一つは何でしたかね。（発言する者あり）

それは一番には、平成22年8月に町民の方から、4名削減の直接請求がありました。これを否決したことが、まだ尾を引いているのではないかと、私個人は考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。地方分権の進展は削除すると、議長に最初から削除してくださいと、そういうこと言うからいけないのですよ。自分の答えられないことをまず提案理由で述べていく、発議をしていく。そういうこと自体が、私はね、これは議員じゃないと思うのです。はっきり言って。言葉を発する以上、その言葉に責任を持つ。これはね、議員として大切なことです。これは会議録にしっかりと、ずっと載るのですよ。これは途中でなくなるわけではないのです。だから自分の発した言葉、特に議場で発した言葉については、しっかりと説明責任を果たす。これが議員としての一番の役割ですよ。

そして先ほども申し上げました、住民の要求を聞いて役場に届ける。それはしていますよ、ほかの議員さん、私していない人はいないと思いますよ。でもこの本会議場で、そして議会の常任委員会で、特別委員会で、私たち議会に出て何ぼのもんですからね。議会で何をしなければならないかが、何ぼのもんなのです。そのために、私たちはちゃんと議員報酬が与えられているわけですよ。非常勤特別職で、行政事務連絡員も非常勤特別職です。でもこの方々には、そういう任は与えられてないから、報酬が低いわけですよ。申しわけないと思うのですけれども。

だけど行政事務連絡員から、例えば以前は、例えばですよ、今は私なんかも要求してきましたが、細かいことを一般質問とするのではなくということで、地域自治公民館からいろんなものを、要求を上げていただきます。6月には、多分、自治公民館長のほうから総

務課のほうに、どういふことをしてほしいか、例えばLED化を含めて、道路のここを改善してほしいとか、こうしてほしいとか、そういう細かいことではありますけれども、そういうことの要求は、しっかりと6月に、行政事務連絡員さんなり、自治公民館長さんにお問い合わせをして出すようにということは、これは指導は行き届いていると思います。

だから自分の家の前の道路が悪いだけだっというのを、じゃあすぐ届けますっていうことは、私はこれは議員の仕事じゃないと思うのです、基本的に。だから私は、住民の皆さんにも申し上げております。私は、子どもの医療費の問題でも申し上げました。一般質問しましたでしょう。町長はすぐ実現してくれました。だから、そういうふうにして予算も伴う、いろんなことも伴う。だからいろんなお母さんたちからの要求があれば、それをどういふ形で出していくのか。一般質問で出していく以外ないわけです。そして総括質疑で、やはり先ほどのように、私も総括質疑の日には、しっかりと議案をチェックして、総括質疑を行って、その中で問題点があれば、各常任委員会で審査をされるわけですから、その審査の内容についても委員長に対して、委員会の審査の内容についても質疑を行うわけですね。

私が、例えばほかの委員会、私は今、総務環境常任委員会に属しておりますので、そこの中では、委員長もよくご存じのように、発議者もよくご存じのように、委員長として、私がどんな質疑を行ってきているのかと、十分御承知おきだろうと思います。私はでも、ほかの常任委員会に行くことはできません。だからこそ、質疑を行うのですね。それに対してもきちんと、こういう意見も出てこなかったとか、委員長が言われるということ自体、まず議員の仕事とは何なのか、押さえておかないといけないと、私は思ったからこれ聞いたのですよ。

まずそこからなのですよ、議員の仕事とは何なのか。住民からの削減要求される原因は何とお考えでしょうか。私に、「中村さん、減らしたほうがいいわ」って言われる方はいらっしやらないです。しかし私は、自治公民館連協長さんの中から……。

○議長（永友 良和） 済いません、中村議員、ちょっと短めに。

○12番（中村 末子君） 短く言いますけど、なぜ言わないか、傍聴に来られている方、わからないから言っているのです。それは自治公民館連協長さんから議員を削減してほしいという話が出たから、私は独自に聞いたのです、何でかって。何もしないじゃないかと。一般質問してもいないし、総括質疑もしないし、もうこれじゃおかしいじゃないかというふうにおっしゃるのですね。

だから議会を見て、議員を見て、何ぼのもんだと言われるのですね。だから削減しろと。私はその前のときに、平成22年のときに特別委員会を開きました。そのときに3名いればいいという発言までありましたよ。私はそれを聞いたときに、もうこれ議会じゃないと。3名でいいと言われたときに、もうこれは議会じゃないと。わかってらっしやるのかなど。でもその方がやはり傍聴やら来られていて、やはり3名でいいと思われた理由っていうのはあったのだらうと思うのです。

だけど私は、何を持って熱意のある議員というのか。どういうことを指しているのか。そして議員の仕事とは本来、何なのか。だから中村議員の言われることは正しいですよ。そうですよ。じゃあ地方分権の進展で、それはちょっと削除しますわって、そんな変えていくような発議っていうのはするべきじゃないと私は思うのです。できないと思うのですよ、本来なら。自分が言ったことに責任を持つ。このことが一番大切だと思うのですよ。

だから先ほどから質疑をした内容、地方分権の進展とはどういうことか。熱意のある議員とはどういうことを指すのか。住民からの削減要求される原因は何とお考えなのか。調査をされたのか。具体的にお伺いさせていただきたいと思います。

そして最後の、議員の仕事とは何でしょうか。これは議員必携を見る限り、わかると思います。議員必携も持ってきてらっしゃらない。地方自治法も持ってこられてない。私たち議員というのは、住民に奉仕する立場の人間です。先ほど言われたとおりです。だけどその奉仕の方向が間違っていくと、1人のために奉仕するのではないのです。1人はみんなのために、みんなは1人のためにという言葉があります。これ、そういう言葉から考えると、やはりきちんと自分が述べた言葉に責任を持つということではありますので、撤回すればいいものじゃない。削除していけばいいものではない。自分の言った言葉に責任を持つ以上、私のさっきの4つの質疑に対しては、真摯に答えていただきたいと思います。

これが真摯というのです。真摯という言葉、そんなにあちらこちらで使わないでください。真摯という言葉、ちゃんと大事なときに、大事な言葉で使ってください。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 議員の仕事が何かと言われれば、しっかりと予算を見きわめて、町がどういう方向に行くのか、それを検討しながら進めていくことが一番の仕事だと考えております。その中で、いろんな意見を言う。一般質問をする、総括をする、そういう中で意見の集約を求めていくことはとても大切なことだと考えております。議員として、一生懸命それらの仕事していくことが、町の活性化につながるし、それがまた発展につながっていくのだと思います。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後0時18分再開

○議長（永友 良和） 再開します。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 中村議員は言われますけど、私は同じことの繰り返しになるのかと思います。一生懸命する議員に熱意があると、そのように認められない議員がいることがあるのかもしれないという気はいたします。だから、定数削減の意見が町民の中から出てくるのだと思います。よろしいでしょうか。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） だめだこりゃ、と言わざるを得ません。じゃあ一生懸命してい

る議員がみんなだったら、何も定数削減する必要はないじゃないですか。それは答えないでください、今。そうだと思います。だから私が聞いているじゃないですか、住民から削減要求される原因は何か、何とお考えかって聞いているじゃないですか。そうだと思いますって、住民からなぜ言われるのか。その住民の方は、じゃあ議会傍聴に来られているのですか。議会での働きもちゃんと見られているのですか。私は、最後に、3回目ですからお伺いしますが、私は皆さんの発言回数をちゃんと調べていますよ。誰が何回発言したということは、一般質問、総括質疑、討論、ちゃんと調べていますよ。調べていますか、調べましたか。調べてないでしょう。調べてもない、何もしない、何もやらないのに、議員定数だけ自分が公約で上げているから仕方なくされると、そういうことだから住民から、ちゃんと説明できないから、住民から議員は減らせと言われるのです。

議会がなくてもいいと思ってる方もおられるのですよ、中には、私に言われますから。何でそこまで住民の皆さんから私、言われたいといけないのだろうかっていうふうに思うのです。だけど住民の皆さんがそういうふうに思ってるということ、それをしっかりと言葉にして、ここで提案しないとだめなのですよ。だから例えば、先ほど言いました、地方分権の進展って、もうこれね、ちょっと使ってみただけ、あれしてみただけじゃないのですよ。地方分権法は、じゃあいつできて、どういうふうな内容だったのか、三位一体の改革とは一体どういうものだったのか、どういうことを町はしなければならなかったのか。それから高鍋町がどういうことをしてきて、今の状況になったのか。それをお知らせいただければ、私一番ありがたいと思うのです。議員はそこまでちゃんと勉強しないとだめですよ。

職員は職員なりに、一生懸命、住民の皆さんのためにということで、一生懸命やっているわけですよ、提案もしているわけですよ。だから私が反対する場合も、ちゃんと職員は一生懸命、頑張っている点については評価して、反対討論のときだって、ちゃんと成果を言っているじゃないですか、討論の中で。こういうことは賛成できるけど、こういう部分は賛成できないから、私は反対するのですよっていうことを、討論でちゃんと述べているのですよ。それはちゃんと議案を見ておかないとできない。総括質疑なんて、議案が渡ってから3日ですよ。3日、4日、私たちが議案熟読の日を入れて5日ぐらいしかないのですよ。それぐらいの間に、今回は予算規模もそんなに大きくありませんし、提案されたものもそんなに多くはありませんでしたので、割と頑張ってできればできますけど、予算、決算になるととてもじゃないけど、1日、2日の徹夜じゃすまない。四六時中、頭の中は全部……。

○議長（永友 良和） 済いません、中村議員、最後の質疑をお願いします。

○12番（中村 末子君） だからさっき私が言った4つ、ちゃんと答えてないじゃないですか。議長にこれ、渡しますよ、私が書いているのを。何で、答えてないからですよ、議長が答えさせないからですよ。ちゃんと答えさせないとだめですよ、議長は。議長は公平ですから。

○議長（永友 良和） それはわかりました。

○12番（中村 末子君） じゃあ議長、一つ一つ答えさせてくださいよ。これについてはどうか、これについてはどうか、だからこれを削除したいってね、削除したいって、途中で言われても困ったものですよ。だからそういうことは言わせない。議長はそのために、議長は誰の立場もしない、公平な立場なのです。

○議長（永友 良和） わかりました。

○12番（中村 末子君） はい。よろしくお願いします。4つをきちんと答えさせてください。答えなかったら、いつまででも、きょうの夜中まででもせんにやいかん。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ここで休憩の提案が出ましたが、休憩を挟んでよろしいでしょうか。それではここで休憩いたします。しばらく休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午後0時23分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

それでは、先ほど中村議員からの質疑に対する、7番、岩崎信や議員の答弁を求めます。

○7番（岩崎 信や君） 先ほど中村議員に聞かれたことについて、お答えします。まず地方分権はということについて、私は先ほど取り消しましたが、単なる文章の枕言葉として使っていたということで、深く反省しております。地方分権とは、もちろん国のいろいろな統治するものが地方において、地方のことは地方で決めることができるようになるということでもあります。

次に、熱意ある議員とはどういうものかということは、町の活性化と町民の幸福のために活動する議員であると考えます。

住民から定員削減要求される原因はということについては、予算のこともあり、少ない人数でも頑張れというエールだと考えます。また議員の仕事とはと聞かれたときに、先ほど答えたように、パブリックサーバントであると思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。8番、緒方直樹議員。

○8番（緒方 直樹君） 8番、緒方。先ほどの2名の質疑のほうで、まず削減の2名に対する根拠理由が、正直、全く乏しいと、ないというふうに、私はそのように判断しておりますけども。当然、こちらのほうで賛成者も含めた方々は、削減した他の市町村議会とか、そこら辺のほうは当然直接お電話するなり、調査するなりしているのかなと思っておりますけど、まずその確認をしたいと思います。

それと要は、もししいてれば、他市町村の議長なり、そこの議員さんなり、お話を伺ったときに、どのようなお話があったのか、メリット・デメリットですね。そういうことを

何件調査されているのか、を伺います。

それに、私がちょっと考えているのは、問題は、この削減、根拠がない削減なのですけれども、この削減後の運営、議会運営のあり方が一番大事だと思っております。そこでですね、この運営を今後どのように考えているのかというのも、当然10名の方でお話し合いはされているものと思いますけれども、そのビジョンはどのようにお話し合いはされたのでしょうか。

次に、先ほど連協長さんと、4名削減したいと、4年前というお話もありましたけれども、この間の、私も特別委員会のほうで、連協長の話し合い、当然私もおりました。そこで、削減というよりも、どちらかといえば議員活動が見えないことが問題であるよと。だから何とかしてほしいという意見が、そちらのほうが大きかったと、私は認識しておりますが、今回、条例で年1回、議会報告会をすることになり、要は議員活動が見えるよと、そういう活動が見えますよという、やっとうまく、それはもう提出者の岩崎議員のほうの御尽力もあって、条例ができたというところもあるんですけども、なぜそれを、今の現状でしないで、いきなり2人も減らすのか。それを急いだ理由は何なのか。

また町民の意見を、2人減らすということはですよ、意見を取り上げる機会がまた少なくなっていくということなので、その10名で、どのような話し合いもあわせて行われたのか。

最後に、特別委員会では意見を統一できないということで、早急に終了、特別委員会をやめて、今回の議員発議になっておりますけれども、4名削減したいという議員もいらっしやいましたし、1名だけとか、現状維持とかという。現状維持の人たちはその発言、今いないのですけれども、2名とどのように折り合いをつけたのかという根拠理由が、ちょっと先ほどのあれではわからなかったのも、もう一度説明していただければと思います。

先ほどから熱意のある議員ということですので、当然そこまでの話し合いはされていると、私は信じておりますので、その質疑に対して、答えをお願いいたします。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） まず、急いだ理由というのは、当然、改選が目の前にあるからであります。11月に改選があります。それに間に合わせたいというのは、委員会の中でも発言があったと思います。報告会がされるということは、この前基本条例ができましたから、これはこれで本当に素晴らしいことだと思います。それと定数削減は別問題だと考えます。

連協長との話し合いの中で、いろんな意見がありました。確かに、緒方議員が言われるような意見があったのも事実です。そしてその中で、定数削減と言われた方もおられたし、定数下げなくていいと言われた方もおられました。それも事実です。そういう中から鑑みて、私たちは削減という選択をしたということでもあります。

またよその町について調べたかということについて、私個人は調べておりません。また、この後の運営についてどのように考えているのかというのは、この後考えていく問題だと

考えております。

○議長（永友 良和） 8番、緒方直樹議員。

○8番（緒方 直樹君） 8番、緒方。今のお話ですね、これから考えると。普通、逆じゃないでしょうか。きちんと足元を固めて、だから2人減らすのだよというのが先じゃないでしょうか。これだと削減ありき、その後、知ったこっちゃないというようなことに捉われても仕方ありません。私は、少なくとも削減する以上は、今後の議会をどういうふうにまとめていくのか、どういうふうにしていくのかというのを当然話し合われているものと思っておりました。ただ、それをしていないというのは、いささか軽率な発議じゃないのでしょうか。

今回、先ほど言われたときに、そちらのお2人のうちのときに、いかにも議員削減の意見が多かったのだよというようなことで言われていましたけども、今おっしゃっていただいたように、私が言った、不満が、要するに議員活動が見えないということの意見があったと、今おっしゃっていただいたので、そこは安心はしましたけども、そこでそういう意見も大事にしないで、しかもまともに根拠もなく、当然、他議会に対して、少なくとも都農さんとかも削減されております。

そのときに、私はちょっと一回聞きましたけども、大変だという話は聞きました。そういうことすらしてないのに、なぜ2名ということなのか。ということは、全く根拠がないじゃないですか。それに関して、なぜ2名というふうに、先ほど青木議員のお話の中では、4名が2名だよと。じゃあせめて、その2名の根拠を提示してください。そうしないと、私も青木議員と同じで、じゃあ何で今回2名にしたのと、説明してくださいと言われたときは、説明できません。

これは非常に問題だと、私も思います。今回、削減ですよ、2名ということでやっておりますので、少なくとも根拠理由がないのであれば、その後どういうふうに議会を運営していくのが議会人としていいのだろうか。それこそ、質のある、熱意のある議員さんじゃないのでしょうか。それすらしていないということは、どういうことなのでしょう。質疑に答えをお願いします。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 2名削減の根拠につきましては、青木議員のときに、私が言ったとおりであります。委員の中の6名が2名削減ということを提案して、多数決の原理というわけではありませんけれど、みんながそういう意見を持って臨んだということは、おろそかにすべき問題ではないと思います。（発言する者あり）根拠理由がないと言われれば、緒方議員は言われるのですけど、みんなの意見がそこにそろったということは、それは一つの根拠だと考えます。

委員会構成については、これから考えればいいことであって。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。しばらく休憩します。

午後1時39分休憩

午後 1 時39分再開

- 議長（永友 良和） 再開いたします。7番、岩崎信や議員。
- 7番（岩崎 信や君） 10名の中には、2名削減に賛成の人が話し合っただけのことです。
- 議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永友 良和） これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。
- 12番、中村末子議員。

- 12番（中村 末子君） 12番。発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

議会というのは、本来こうやって議論をする場でございます。ところが、議員削減の話になったときに、私の質疑に関してもしっかりと答えられない。そして文章の枕言葉であるとか、パブリックサーバントと答えながら、きちんと答えられない。こういった言葉で人をだまして、本当に私は議会議員であるのか、発議者の気持ちを本当にはかり知れないと思って聞いたところです。

自治公民館連協長さんが言われる議員削減の裏には、議員が総括質疑、一般質問をしない、議会できちんと働いていない、そのことが一番大きな理由だと私は思っております。そのことからすれば、私も毎回、一般質問してもらいたい、せめて16名いる議員の中で、15名がしていくようになれば、私は住民の中から議員削減という話は絶対に出てこないはずだということは、再三申し上げてまいりました。

これは、この4年間の一般質問の回数、そして総括質疑の回数を一人一人調べれば、明らかになることです。発議者及び賛成者の中で、一体どのくらいの方が一般質問を欠かさず行い、そして総括質疑をちゃんと見きわめてしてきたのか、それすらも調べていない。そういう状況の中で、ただただ住民から、議員は減らしたほうがいいと。減らしたほうがいいというのは、あなたたちのことじゃないかと思わざるを得ないような状況ではないでしょうか。

私は、住民の皆さんからいつも意見を頂戴いたします。電話であったり、お手紙であったり、いろんな形で、お叱りも受けますし、もちろん提案も受けます。でもそのたびに、私がきちんと、それこそ真摯に受けとめながらきちんと対応しているのは、住民の皆さんから、この前初めてお目にかかった人からも聞かせていただくことができました。そのことから考えたときに、本当に私たち議員が何をしなければならぬのか、ねばならないことをしっかりと皆さんに言いながら、そしてそれをちゃんと果たす。そのことができていないのに、ただ議員を2名削減すれば、住民にごまかせるんじゃないか。そういったこそく考え方が、私は嫌いなんです。

それより住民の皆さんに対して、真摯に本当に向き合うのであれば、それこそ議員削減をしなければならないのは自分たちのせいですと、堂々と行っていただいたほうがよっぽど真摯的です。私は一般質問をしない。総括質疑もしない。委員会も見ていれば早く終わる。委員長に対する質疑をしても、そんなの審議してません、意見が出ませんでしたと、そういう答弁がずっと返ってきました。

私は体が3つ欲しいと思います。頭が3つ欲しいと思います。それはなぜでしょうか。どの委員会にも私が所属していれば、きっとこんな墮落したような議会ではないはずです。私は、住民の皆さんから選んでいただいた代表です。常にそのことを肝に銘じて、本当に自分の中で、住民のために何ができるのか、常に耳を澄まし、そして目を開いて、そして頭を、知恵を働かせ、そしてあるときには条例に抵触してないか、法律に違反をしてないか、地方自治法に対して私たちがちゃんとできているか、そういう法令に照らし合わせても、そして私は共産党の議員として、二十数年、政府に対していろんな要望事項を行ってまいりました。その中で、いろんな形で政策が認められ、高鍋大橋横の側道橋の問題についても3年かかりましたが、実現が図られました。

国からの100%予算も大部分もらってきております。職員と話し合いをしながら、どこかに予算がないか、そして国が新たに方針を決めたのじゃないか、そういうことを常に常に、みずからに言い聞かせながらやっていさえすれば、私は住民の皆さんから決して議員削減をしろというなど言葉は出てこないと思います。住民の皆さんから、議員削減をしてほしいと言われた人は、その人自身がいなければいいと言われたのだと、私だったらそう思います。ああ、そうですか。私はいない方がいいのですね、そういうふうになるような真摯な立場で住民に向き合う議員こそ、私は必要だと思います。

私はそのことからしたら、本当に住民に真摯に向き合う議員であれば、2名ではなくて4名でも5名でも削減しなきゃいけないかなと思うようにはなりました。私は、一般質問もしない、そして総括質疑もしない、討論もしない、そういうことが住民の皆さんに不信感を与え、議員の削減を言われているのだと、常に思わなければだめじゃないかと思っているのです。

だけど、今度2名、本来ならそういう意味でしっかりと、発議者が発議をされたのであれば、私も賛成します。しかし、私が質疑した内容には一つも真摯に受け答えされない。そういう状況の中では、決してこの発議に賛成することはできません。私は私の質疑に、全て真摯に受け答えもなさっていたのなら、私はひよっとしたらこの案件に賛成をしていたかもしれません。しかし発議をする人たちが、みずからの身を振り返り、何が足りないのか、何が中村にそう言わせるのか、そういうことをきちんとされないことに問題があるというふうに思っております。

したがって、私は議長に対しても要求したいと思います。先ほど要求した結果、短い言葉でありましたが、答弁が返ってまいりました。議長は議場の中では中立の立場であり、そして反対でも賛成でもない状況があります。そのことを考えたときに、私たち議員は、

今一度我が身を振り返り、そして足元を見、そして議員たるものどんなものであるかというをしっかり踏まえて、そして発議をしていただきたかったと思って、私はこの発議に反対といたします。

○議長（永友 良和） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 議長、15番。只今提案されました、議案につきまして、賛成の立場で討論をいたします。今後将来的に、人口減少が進んでくると思われます。現在は、ちょっと何名かを先ほど見ましたときには、ちょっと多くなっているみたいですけど、町財政は、さらに厳しくなることが予想されます。議会が率先して行財政改革の模範となるべきだと思っております。

よって、この案件につきましては、賛成の立場で討論いたします。

○議長（永友 良和） 次に、反対者の発言を許します。8番、緒方直樹議員。

○8番（緒方 直樹君） 8番、緒方。私は、発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の意見で討論させていただきます。

先ほど質疑のほうでも言いましたけど、全く2名の根拠たるものがありません。要するに、住民の方から議員定数をしてくれというお話も確かにあることも事実です。それは大事に考えられたというのは、理解できます。ただ、それであれば、そのなぜ2人を減らすということをきちんと資料をそろえなかったのか。なぜ調べていないのかということに、甚だ疑念を感じます。

少なくとも、4名という方の意見もありました。それなのに全く調べもせず、周りの意見が2名だから、じゃあその周りの方の議員の方も、なぜ2名なのかという根拠理由を提示していただいております。町民の方に言われて、それを調べて、それが本当に大事なのかどうか、それで必要であれば僕も議員定数は、削減というのは納得できます。ただそれを一切していない。非常に悲しいです。

また今回、今後の展開というのを全く考えていないということもあります。先ほど人口が減ると、ふえるということもあります。それは今後の高鍋町の手腕、町長の手腕にもかかってくると思いますが、そうなったときに町議がないよとなって困ることがないようにしていただきたいと思っております。

また、南薩であり、キヤノンさんであり、誘致企業が高鍋町に来るから、これから議会の真価が問われるということがあります。その中で削減するということは、議会の空洞化、形骸化になる恐れが十分に考えられることでもありますので、私はこの発議に対して反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。現在、全国で叫ばれているのが、地方議員の議員力アップであります。議員定数削減は、議会の力を弱めるものではなく、むしろ議員一

一人一人の役目を明確にし、目標を持って議員活動に臨める体制をつくるものと考えます。町民の代表である町議会議員として襟を正し、選挙における町民の負託の重みを増すことが必要と考えます。よって、この案件に賛成の立場で討論いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に反対者の発言を許します。17番、青木善明議員。

○17番（青木 善明君） 17番。発議者にですね、済いません。発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。先ほどの発議者に対しまして、幾つか質疑をさせていただきましたけど、全く町民に説明ができません。まず2名の根拠が示されなかった。非常に危ない答弁、今後こういうことを続けられるということは、高鍋町議会の行く末が非常に心配であります。

議会活性化等調査特別委員会で調査もしていない、議論をしていない。町民にアンケートもとっていない。ましてや、皆さんで、全会一致で可決した高鍋町議会基本条例にも沿っていない。そういうものに対して今後、高鍋町議会基本条例に沿っていない議会で行くのか、非常に心配であります。もうこれでは町民から信頼度は、多分なくなってくるのではなかろうかと思えます。皆さんで決めた議会基本条例に沿わないのですから。そういう、いいかげんと言ってもあれでしょうけれども、やっぱりそれだけの説明責任があるわけですね、町民に対して私たちは。これでは説明責任ができません。

宮日の新聞にも人口減少と書いてありますけれども、先ほども言いましたけど、人口はふえていくのですよ。ふえていく可能性があるのですよ。先ほども言いましたけれど、町長の施政方針にちゃんとうたってあるのですから。人口減少するはずがないです。そうことも予測しないで、ただ人口減少というだけで削減をする、2名の根拠も示されない。もうこういうことでは、この発議に対しては賛成できかねますので、反対いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番、黒木正建議員。

○14番（黒木 正建君） 私の意見がちょっとダブるか知りませんが、まず後ろを見ていただくと、こんな議会は長年、議員していますけど、初めてですね。この重要な案件と言いますか、新聞も出て。

私が先ほどからいろいろ意見が出ているのですが、人口減少という話が出ましたけど、これ人口減少が原因とありますけど、そういう対策とか、議会でもそういうことをやっているかという、そういうのをやっていないし、ただ議会議員の責務とかですね、そういうのを十分果たした上で、またその定数削減の費用がどうのこうのと言われているのですが、そういったのをしたら、ある程度でもしたら議会のほうで還元して活用していくとか、そういうあれも出ていないし。

私も、議会活性化協議会のほうにちょっと入っていないもので、中の状況というのはちょっとわからないのですよ。ただ私は自分の考えとして、2名減ろうが、3名減ろうが、問題は議員がやる気があるかないか、議会構成も。だからそこら辺を議員がびしゃっとしてもらった上での賛成ということで、2名賛成ということで、今度署名いたしました。

問題は、他町がどうのこうのというのは、そんな関係ないと思うのですよ。自分ところ

は自分で何名必要か。本当にやる気のある人たちがやっていけばいいことであって、それから私は定数削減につきましては、2名は減っても、みんなが力を合わせて頑張っていけばやっつけられるんじゃないかということで、個人的な意見も多少入りますけど、賛成ということでもあります。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。賛成討論、10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。只今上程されております、発議第3号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正案について、原案賛成の立場で討論をしたいと思っております。先ほどから質疑もありましたけれども、反対議員の皆さんからも討論が述べられておりますけれども、定数削減をしますと、それによって委員会構成が変わる。それによって議員さんの仕事がふえる。町民に対する民意が応えられなくなる等々の、議員の皆さんの負担はふえる一方であると、そういうふうに私も思っております。

定数削減に対するデメリットは、まさに今言ったようなとおりで思っておりますが、しかしなぜ定数削減をしなければならないかということですよ。もう既に始まっている人口減少、はるかに予想を上回るスピードの人口減少が、もう既に始まっているわけです。本町でも、先ほど人口がふえているとの話もありましたけれども、何年前前は2万3,000とか2万2,000とか言っておりましたけども、きょう現在は、2万571名なのです。それだけ減っているわけです。はるかにこの予想を上回る状況で来ていると。

本町を見ましても、昨年1月1日が2万919人の人口が、ことしの1月1日には2万678名。これが一番恐ろしいのは、自然現象なのです。何かで減るのではなくて、自然現象による241名が減っているわけです。現在ですね、去年の場合ですよ。その中で、先ほどちょっと見ますと、3月1日より6月までに現在2万919人の人口が、ことしの1月より6月までは107名減っているわけです。現実ですね。

ただ、先ほどふえているというお話がありましたから、ちょっと調べますと、4月、5月が102名ふえている。移動か何かあったのだろうと思いますけれど。そのように自然現象による人口減少が、もう既に来ていると。そのように同じ人数ずつ減少した場合、この高鍋町、本町でもですよ、3年後、平成33年には2万を割るという状況がくるだろうと思います。それが現状であると、そういうことになりますと、さらに厳しくなることは、財政的にも厳しくなることが予想されると。

それに、町民が見る人口減少と、議員の定数の不合理、目線、それがまた違ってきますから、当然町民の皆さん方は議会に対する目線とかが違ってくると思うのです。そういうことと町民の皆さんの意向等を考えると、本当にこれは避けては通れない現状がもう来ていると思うわけです。そういうことで、議会が率先して、行財政改革の模範となるべきであるというふうに、私は思うわけです。議員の皆さんはそれなりの覚悟を持って、任務を全うされることを願ひまして、上程されております案件、発議第3号につきまして、賛成の立場といたします。

○議長（永友 良和） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって、採決します。

本件は原案のとおり決定することに、賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、発議第3号高鍋町議会の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配布しました議員派遣のとおり、決定いたしました。

日程第15. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第15、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに、決定いたしました。

日程第16. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第16、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに、決定いたしました。

日程第17. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第17、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の

実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動ならびに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに、決定いたしました。

日程第18. 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第18、閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動の諸活動を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これで平成30年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後2時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員